

# 福祉避難所設置・運営マニュアル

## 〔原子力災害対策編〕

避難元市町村  
○○○



避難先市町村  
□□□

令和4年2月7日

市町村による原子力安全対策に関する研究会



# 目 次

第 1 福祉避難所の概要	P 1
1 マニュアル策定の目的	P 1
2 福祉避難所の位置づけ	P 1
(1) 災害対策基本法による位置づけ	P 1
(2) 避難元市町村地域防災計画における位置づけ	P 2
3 要配慮者の位置づけ	P 2
(1) 災害対策基本法における要配慮者の定義	P 2
(2) 本マニュアルにおける福祉避難所の利用対象となる要配慮者の定義	P 2
(3) 要配慮者の特徴	P 3
4 福祉避難所等の利用区分（例）	P 5
5 福祉避難所における感染症対策	P 6
6 福祉避難所の事前調整・連携協力	P 7
第 2 福祉避難所の指定	P 8
1 福祉避難所の指定	P 8
○ 施設の指定要件	P 8
2 要員	P 9
3 情報連絡体制	P 10
(1) 体制の構築	P 10
(2) 通信手段	P 10
第 3 福祉避難所の業務	P 11
1 開設までの流れ	P 11
(1) 防護措置実施のフロー	P 11
(2) 開設までの流れ	P 12
(3) 開設の判断	P 13
2 入所判定方法	P 14
○ 避難者等の調査（避難先保健師等の業務）	P 14
3 入所手続（避難先市町村の業務）	P 15
(1) 福祉避難所	P 15
(2) 福祉避難室	P 16

4	運営	P 16
	(1) 運営の流れ	P 16
	(2) 入所者の状況管理	P 16
5	転所・退所	P 16
6	県災害対策本部との情報伝達	P 16

# 第1 福祉避難所の概要

## 1 マニュアル策定の目的

東日本大震災においては、身体的要件による避難行動の遅れ等が要因で、多くの高齢者が犠牲となった。

高齢者等の方々は、一旦健康を害すと、新たな生活再建への移行へも困難が生じることが多く、要配慮者対策は、平時から対策を行い、発災後は重点的に適切な対応を行う必要性が、東日本大震災の教訓として残った。

要配慮者への対策は、近年、法改正やガイドライン等、様々な形で進展しているが、実務を執行する市町村での具体的手法は未だ明確化されていない状況である。このため、原子力災害時に、要配慮者に対してより良い対応を実現するため、福祉避難所の設置・運営マニュアルを定めるものである。

## 2 福祉避難所の位置づけ

### (1) 災害対策基本法による位置づけ

#### ○ 災害対策基本法施行令第20条の6第5号

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

#### ○ 災害対策基本法施行規則第1条の9

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

## (2) 避難元市町村地域防災計画における位置づけ

- 避難元市町村地域防災計画（第☆章 第◇節 第△項）

.....

.....。

※ 原子力災害においては、広域避難を伴うことから、避難先市町村における福祉避難所の整備が必要である。

## 3 要配慮者の位置づけ

### (1) 災害対策基本法における要配慮者の定義

福祉避難所の対象者として想定する要配慮者は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号で「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。また、「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所の他、福祉スペース等を設置し受け入れ、特別な配慮をするものとする。

### (2) 本マニュアルにおける福祉避難所の利用対象となる要配慮者の定義

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者（注1）であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児（注2）、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めるものとする。

（注1）特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。（内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づく。）

（注2）児童福祉法第4条では、「幼児：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者」と規定されているが、避難所生活におけるリスクを鑑み、対象者を3歳未満とする。

### (3) 要配慮者の特徴

区分	特徴
肢体不自由の人	<p>上肢や下肢の機能に障害がある人、座位や立位を長時間保持することが困難な人、身体に麻痺があり食事や排せつ、着替えが一人では困難な人、車椅子での移動はできるが立位歩行が困難な人もいる。</p> <p>また、下肢機能に障害があり、段差や傾斜など一人で移動するのが困難な人や、脊髄の損傷により、感覚がなくなり体温調整が困難な人、脳性麻痺により、発語の障害のほか顔や手足が自分の意思とは関係なく動いてしまう人もいる。</p>
内部障害のある人	<p>心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能など内蔵機能や免疫機能に障害のある人で、ペースメーカーや酸素ボンベ、人工呼吸器、ストーマ（人工肛門・人工膀胱）装具を使用している人や、人工透析が定期的に必要な人がいる。</p> <p>外見からは障害があることがわかりにくいいため、周囲に理解を得られなく困っている人もいる。</p>
視覚に障害のある人	<p>光をまったく感じない人もいるが、見える範囲が部分的の人、見え方がぼやける人、光がまぶしい、あるいは暗いところで見えにくいなど、視力のほか、視野、色覚、光覚等に障害のある人もいる。</p> <p>視覚から情報を得ることが困難なため、音声（聴覚）や手で触れること（触覚）などにより情報を入手する。日常、活動している場所でも状況が変化した場合や、初めて訪れる場所などでは、情報を得ることが難しく、その場に応じた行動が困難なことから、周囲の支援が必要になる。</p> <p>視覚に障害のある人は、情報のバリア（掲示方式では伝わらない）、移動のバリア（単独行動は極めて難しい）、コミュニケーションのバリア（近くにどのような人がいるかわからない）がある。</p>
聴覚に障害のある人	<p>まったく聞こえない人と聞こえにくい人がいる。補聴器を使用して効果のある人とない人、また、言語障害を伴う人とほとんど伴わない人がいる。</p> <p>外見からは障害があることがわかりにくいいため、「話しかけても返事をしない」などの誤解をうけることがある。</p> <p>音声による情報が伝わりにくいいため、手話や文字、図などの視覚による情報をコミュニケーションの手段としている。生まれた時から障害のある人は、教育環境などにより文書の理解を苦手とする人もいる。</p>
盲ろう者（視覚・聴覚に障害のある人）	<p>視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つため、外界からの情報を得るのが非常に難しく、周囲の状況や環境の変化を理解することが非常に困難。</p> <p>視覚障害者や聴覚障害者に対して、それぞれ有効な支援方法だけでは、不十分なことが多くある。</p> <p>障害の状況も全盲ろう（全く見えず全く聞こえない）、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など個別性が高く、また、視覚、聴覚それぞれの障害を被った時期によ</p>

	<p>って、コミュニケーション方法（触手話、指点字、手書き文字、音声等）や生活上のニーズが異なるので、個々の方法やニーズに合わせた情報提供や支援が必要になる。</p>
知的障害のある人	<p>発達時期において知的機能に障害が生じたため、日常生活やコミュニケーションが困難な状況になり支援を必要とする。複雑な話や抽象的な話に対する理解や判断、自分の意見を言う事が苦手で、ひとつの行動に執着したり同じ質問を繰り返したりする人もいる。</p> <p>また、急激な環境の変化に順応することも難しく、動揺や混乱をしてしまうこともある。</p>
発達障害のある人	<p>広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、高機能自閉症等）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）等を有する人。</p> <p>物の感じ方や考え方、表現の仕方に特徴があり、周囲の人とうまくコミュニケーションをとることが苦手。</p> <p>具体的には、相手の表情や態度、その場の雰囲気を読み取ることが苦手で、関心や興味の範囲が狭くこだわりがあるため、周囲にうまくなじめない人もいる。</p> <p>遠回しな言い方や曖昧な表現が理解できなかつたり、順序立てて話ができなかつたり、思い込みが激しかつたり、感情コントロールが苦手な人もいる。急な環境の変化に順応して臨機応変に対応することが困難で、混乱しパニックを起こしてしまう人もいる。</p> <p>外見上とても分かりにくいいため、周囲から理解を得られにくいことが課題。</p>
精神障害のある人	<p>精神的、心理的及び行動上の機能障害により、日常生活や社会生活に不安を抱え、対人関係を苦手とする。</p> <p>適切な治療や服薬、周囲の理解により、支障なく生活できるが、日常生活の変化や対人関係等のストレスの負荷が増大すると、思考や感情のコントロールが混乱することがある。</p>
高齢者	<p>要介護認定を受けている人は、何らかの介護を必要とする状態にある。</p> <p>体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。</p> <p>認知症の人の場合、記憶力の低下、時間や季節感の感覚の欠如、妄想、徘徊などがみられる。また、自分で判断し行動することや、自分の状況を説明することが困難。</p>
乳児	<p>大人に比べて、災害や突然の生活環境の変化などによるストレスを十分受け止めることができない。自分で行動する能力がなく、判断ができないため支援が必要。</p> <p>免疫力や抵抗力が弱いため、感染症にかかりやすい。</p>
幼児	

妊産婦	<p>妊娠中や出産直後の人は、自力で行動はできるが、行動の能力が低下しているため支援が必要。環境の変化による心理的動揺を受けやすいのも特徴。</p> <p>また、病気に対する抵抗力が弱く、大勢の人が生活する避難所では衛生上の問題が起こることがある。妊娠中の人は、身体の冷えや風邪・インフルエンザなどにかかると胎児に悪影響を与えることがある。</p>
-----	--

#### 4 福祉避難所等の利用区分（例）

区分	対象者（目安）	位置付け
避難先市町村の指定避難所	下記以外の方	避難先市町村において指定された一般避難所
福祉避難室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（要支援 1～要介護 1）</li> <li>・障害者（軽度～中度）</li> <li>・乳幼児・妊婦</li> </ul> ⇒介護士等の支援が不要な人	<p>指定避難所に設置する要配慮者とその家族向けの区切られた小規模なスペース。</p> <p>対象者は、大部屋での生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等のうち、介護士等の支援を必要とせず生活できる要配慮者を想定。</p> <p>保健師が巡回し、健康相談や体調確認等を行う。</p>
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（要支援 1～要介護 1）</li> <li>・障害者（軽度～中度）</li> <li>・新生児・産婦</li> </ul> ⇒介護士等の支援が必要な人	<p>専用の設備や専門スタッフの体制が整った避難所。</p> <p>対象者は、大部屋での生活が困難な要配慮者のうち、何らかの介助を必要とする人とその家族を想定。</p> <p>介護士・看護師等の専門スタッフが常駐するが、開始に時間を要する場合は、保健師、介護士・看護師等が巡回し、介助等を行う。</p>
緊急受入施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（要介護 2 以上）</li> <li>・障害者（重度）</li> </ul>	<p>避難所生活が困難な重度者を受け入れる高齢者・障害者入所施設等で、福祉避難所よりも、より専門的な介護や看護を提供する。</p> <p>特に、介護認定を受けた高齢者で、認知症もしくはその他の理由により、常時一人で過ごすことが難しい人は、介護度に関わらず緊急受入施設の入所を優先する。</p>

## 5 福祉避難所における感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の防護措置と感染症対策を可能な限り両立させ、原子力災害対策を行うこととなる。

福祉避難所においても感染症対策を講じる必要があり、防災担当部局と保健所等の保健福祉部局が連携・情報共有し、必要となる衛生環境対策物品の手配や原子力災害時の対応・避難方法等を、あらかじめ決めておくことが重要である。

なお、感染症対策を進めるにあたり、内閣府から示された「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応Q&A～自治体向け～」や、公益社団法人日本医師会作成の「新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル」等を参考とすること。

<福祉避難所において必要となる感染症対策>

### (1) 避難者の感染症対策・周知

避難等に際して、マスクの着用、手指消毒、人と一定の距離を保つ、無用な会話は控えることを周知する。また、福祉避難所での生活においては、自然災害における避難先市町村の感染症対策に準じて対応する。特に、定期的な検温や問診により健康点検を実施することが重要である。

### (2) 防災業務従事者の感染症対策

従事するにあたり、マスクを着用するほか、可能な限りフェイスシールドや手袋などの個人用防護具を装着し、手指消毒を徹底すること。あわせて、防災業務従事者自身の健康管理に努めること。

### (3) 濃厚接触者、発熱・咳等のある者等、感染が疑われる者への対応

保健所等の保健福祉部局と連携し対応する。福祉避難所において対応する場合は、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、感染が疑われる者（以下、「感染疑い者」という。）とそうでない者の居住スペース・エリアを可能な限り分ける。

### (4) 自宅療養者等の感染者への対応

保健所等の保健福祉部局の調整・指示に従うことになる。福祉避難所において対応する場合は、自宅療養者等の感染者、感染疑い者、そうでない者の居住スペース・エリアをそれぞれ可能な限り分ける。

## 6 福祉避難所の事前調整・連携協力

福祉避難所については、自治体ごとに受入までの手順や受入要件などに差異があることから、関係自治体（県、避難元・避難先市町村）が要配慮者の避難について、十分な事前協議と調整を行う。

避難元市町村及び避難先市町村は、平時から福祉避難所対象者調【様式8】や〇〇市（町村）原子力災害時指定福祉避難所一覧【様式9】、福祉避難所の位置図・施設案内図等の基礎的な情報を共有しておくものとする。

福祉避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女双方及び性的少数者の視点の違い、人権保護等の幅広い観点から、避難者の心理の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるように努め、県、施設管理者と連携し、感染症対策を踏まえた開設形態・人員配置を考慮したレイアウト図、防犯や防火に関する事項、急病者発生時の連絡先等の避難者の安心、安全確保のために最低限必要な「福祉避難所のルール」や、食料、飲料水の配布手順等について定めた「福祉避難所のしおり」、各福祉避難所の周辺案内地図等の作成や、福祉避難所の開設・運営に必要な物品の調整・準備を進めておくことが望ましい。

訓練等の実施により、避難元市町村と避難先市町村の双方が福祉避難所の運営について、実効性を高めていくとともに、避難者情報の効率的な収集・活用が可能となるような、受付の簡略化や迅速化につながるICT化等の先進的事例についても取り入れることを検討し、改善していくこととする。

## 第2 福祉避難所の指定

### 1 福祉避難所の指定

避難は、原子力災害時における広域避難となることから、基本的に避難先市町村の施設等を指定するものとし、指定に当たっては、避難元市町村と避難先市町村が、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し協議の上、決定する。

また、避難所を順次開設していく際に、各地区ごとに指定されている避難所の中から、福祉避難所及び福祉避難室の設置が可能な避難所を優先することを考慮しておく必要がある。

#### ○ 施設の指定要件

公共施設単体を基本とするが、一般の避難所と施設内区分が可能な場合（別棟等）は、併用も可能とする。

施設の選定に当たっては、小・中学校、公民館等の施設、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設、保健センター等の中から、バリアフリーを主眼とする。

ア 施設自体の以下の安全性が確保されていること。

- ・ 耐震性が確保されていること。[地震]
- ・ 原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
- ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
- ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- ・ 感染症対策が実施できること。[感染症]

イ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
- ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ることを前提とすること。

ウ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

- ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
- ・ 1区画当たり、家族分（1名）も含めた広さとする。
- ・ メイン通路は車椅子同士がすれ違える幅を、居住空間内通路は車椅子単体が通れる幅を確保する。
- ・ リハビリテーション作業が出来るスペースを可能な限り確保する。

## 2 要員

区分	職員	専門スタッフ	備考
福祉避難室	事務職員 ・避難所運営を兼務	保健師 社会福祉士又は生活相談員・介護支援専門員 理学療法士 作業療法士	・専門スタッフはいずれも巡回とする。 ・栄養士及び調理員は、食事を避難所で調理する場合のみ。
福祉避難所	事務職員	保健師 看護師 社会福祉士又は生活相談員・介護支援専門員 介護福祉士 理学療法士 作業療法士 栄養士及び調理員	・初期段階は避難先市町村が運営し、早期に避難元市町村に引き継ぐ。
緊急受入施設	民間介護事業所等職員	民間介護事業所等専門スタッフ	

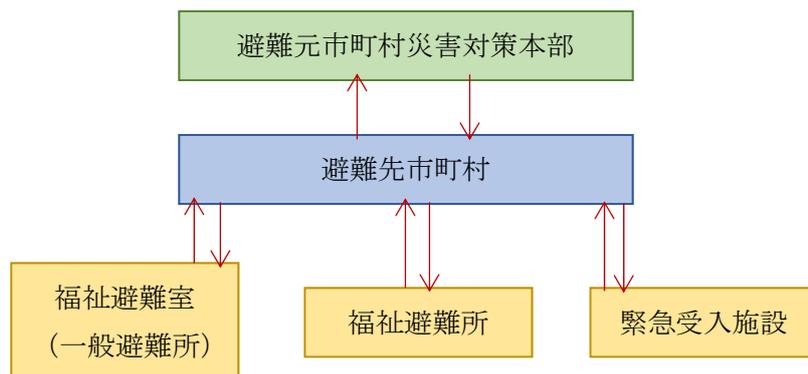
※ ボランティア団体等への派遣要請は、避難元市町村で行うものとする。

### 3 情報連絡体制

#### (1) 体制の構築

福祉避難所の開設・運営に当たり、避難元市（町村）災害対策本部、避難先市町村及び福祉避難所との情報連絡体制は下記のとおり構築することとする。

また、避難所及び福祉避難所の運営が避難先市町村から避難元市町村へ移行された際には、その事務を確実に引き継ぐこと。



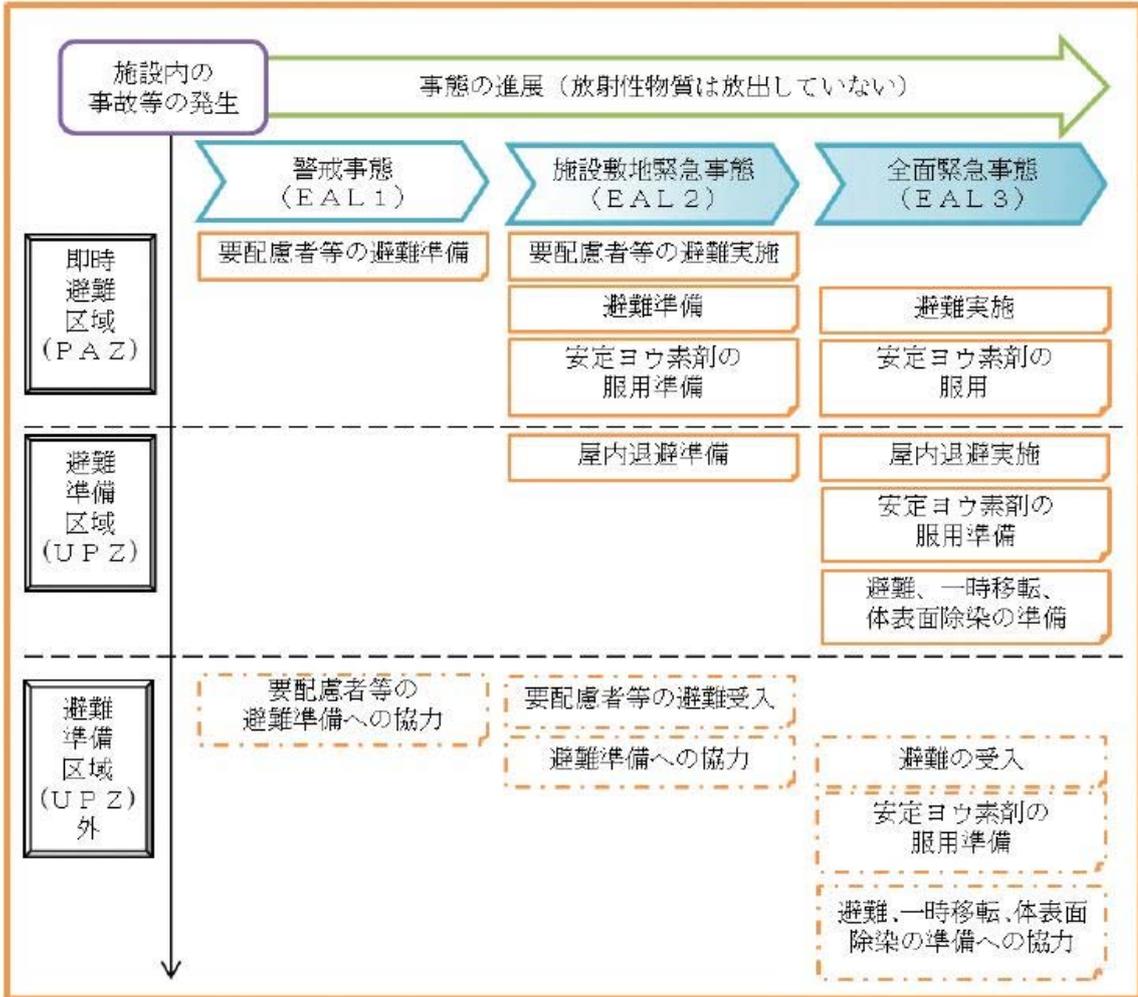
#### (2) 通信手段

基本的には、それぞれの固定電話を使用することとし、無線機配備等、多層的な通信手段の設置を検討する。

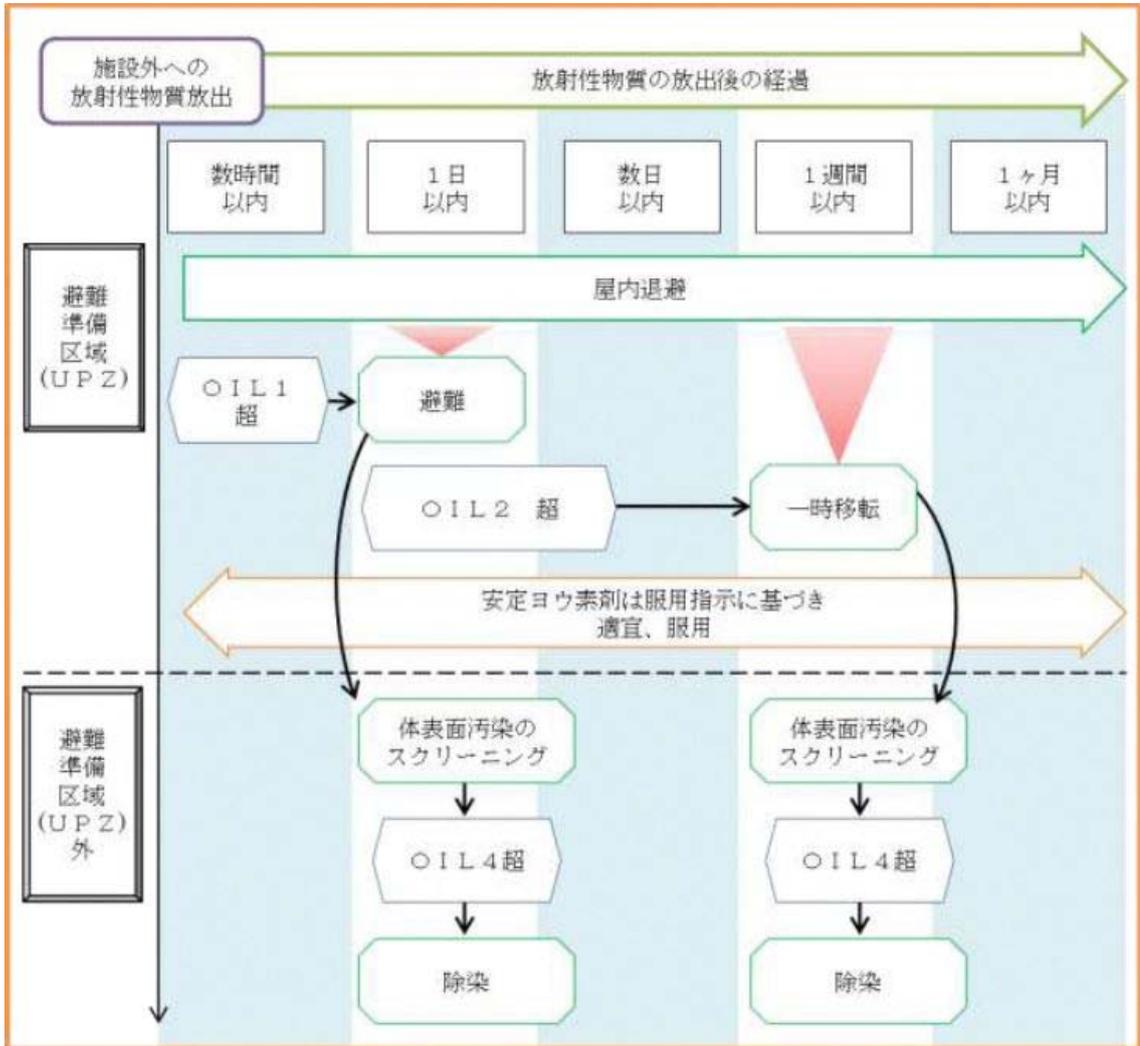
### 第3 福祉避難所の業務

- 1 開設までの流れ  
 (1) 防護措置実施のフロー

EALに応じた防護措置のフロー

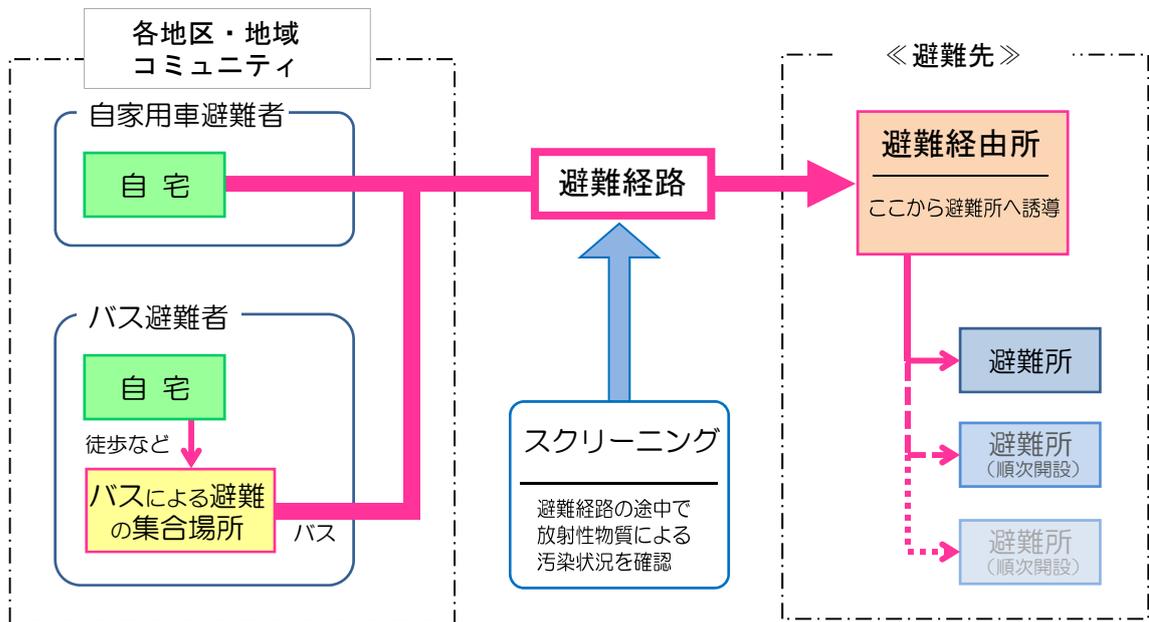


## 〇 I L に応じた防護措置のフロー



### (2) 開設までの流れ

要配慮者に対しては、避難経路所において一般避難者と同様に受付をし、避難所へ案内する。避難所入所後に避難先市町村の保健師等が環境調査や健康調査を行い、福祉避難所への入所を判断する。



### (3) 開設の判断

避難所に避難者が入所後、避難先市町村の保健師等が避難所を巡回し、避難所アセスメントを行うとともに、避難者の健康調査を行う。福祉避難所等への入所が必要と判断した要配慮者がいる場合、福祉避難室の開設については、避難元市町村災害対策本部に設置を報告する。福祉避難所の開設については、避難元市町村災害対策本部と協議し、避難元市町村災害対策本部から避難先市町村に依頼する。

なお、保健師等は、指定避難所に避難者が入所後、傷病者や重傷者、要医療救護者等のトリアージ措置を優先して実施し、避難所アセスメント及び避難者の健康調査は、トリアージ措置終了後に行う。

## 2 入所判定方法

福祉避難所への入所者の判定方法は、以下の手順で行う。

### ○ 避難者等の調査（避難先保健師等の業務）

#### ア 避難者の健康調査

各避難所を巡回し、健康調査表【様式10】により避難者の健康調査を行う。

#### イ 健康相談票の作成

避難者のうち、健康状態に不安があり、支援が必要と思われる要配慮者に対し、健康相談票【様式11】を作成する。

なお、支援が必要と思われる要配慮者が感染疑い者である場合は、保健所等の保健福祉部局と連携し対応することとなる。

#### ウ 避難所アセスメントの実施

各避難所を巡回した際、避難所の状況が要配慮者へ対応した環境となっているのか等の調査を行い、避難所アセスメントシート【様式12】を作成し、適宜更新する。

### 3 入所手続（避難先市町村の業務）

#### (1) 福祉避難所

##### ア 避難所からの送り出し

- ① 入所が決定した要配慮者や家族に対し、入所手続の説明を行う。  
要配慮者に家族がいる場合、介護支援のため、最小限の家族に限り入所の必要性を説明する。
- ② 手続き説明後、要配慮者や家族から最終了解を得た後に、要配慮者及び家族の状況を再確認しながら福祉避難所入所者名簿【様式13】を作成する。
- ③ 入所が確定した時点で、福祉避難所運営担当職員と入所日時等を調整する。
- ④ 要配慮者は、一般避難所から福祉避難所へ移動する。移動の際、入所者名簿【様式13】と健康相談票（写）【様式11】を福祉避難所の受付時に避難所運営職員に渡す。移動については、福祉車両等が必要な場合もあるため、事前に社会福祉団体やボランティア団体等と協議し、車両搬送依頼の体制構築を行う。

##### イ 福祉避難所の受け入れ

- ① 受付を、十分な間隔が確保できる広い場所や風通しの良い場所に設置し、密閉・密集・密接の3つの密を避ける。  
感染症対策物品として、手指消毒用のアルコール、間仕切り、検温用の非接触式の体温計やサーモグラフィー等を設置する。
- ② 福祉避難所運営職員は、入所者が到着したら、まず、非接触式の体温計で検温し、新たに体調不良等が発生していないか、健康確認問診票【様式3】により健康確認を行う。  
感染が疑われる場合は、保健所等の保健福祉部局と連携し対応する。
- ③ 入所者名簿【様式13】及び健康相談票（写）【様式11】を受領し、要配慮者に対し確認を行う。
- ④ 福祉避難所運営職員は、健康相談票【様式11】及び入所者への聴取により、入所者の歩行の困難度等に配慮し、適切な居住配置を決定する。
- ⑤ 福祉避難所運営職員は、入所者に対し避難所の利用に当たっての説明を行う。  
主な説明項目は、「4 運営」に示す運営のための基本的事項を参照。
- ⑥ 福祉避難所運営職員は、利用に当たっての説明が終了後、入所者を居住スペースへ案内し、入所を完了させ、その後、避難元市町村の福祉担当部署へ入所完了の報告を行う。

## (2) 福祉避難室

避難所運営職員は、健康相談票【様式 1 1】及び要配慮者や家族への聴取により、属性や配慮すべき事項が同じ要配慮者が近くなるよう適切な居住配置を割り当てる。

要配慮者や家族から最終了解を得た後に、一般避難所から福祉避難室へ要配慮者を案内し、作成済みの避難者名簿【様式 7】にその旨がわかるように記載しておく。

## 4 運営

### (1) 運営の流れ

福祉避難所運営の流れは、「原子力災害時の避難所運営マニュアル」を基本とする。福祉避難所は入所者が様々な条件で一般の避難所では避難生活ができない方々であることを念頭に入れること。

### (2) 入所者の状況管理

入所者の避難生活が長期化するにつれ、健康状態や生活設計等に変化が発生するため、入所者の状況管理及び新たな生活設計に対する支援等は、避難元市町村の福祉担当部署が専門機関等の支援を受け、行うものとする。また、避難者の状況を確認し、避難者名簿【様式 1 5】を適宜更新する。

## 5 転所・退所

福祉避難所の入所者のうち、入所中に以下の状況が認められる場合は、転所または退所の措置をとるものとする。

- 健康状態の改善や悪化により、本マニュアル「第 1 福祉避難所の概要、4 福祉避難所等の利用区分」の対象者（目安）から外れた者
- 福祉避難所運営のための基本的事項等を遵守できず、他の入所者に悪影響を及ぼす、又は運営そのものに影響を及ぼす者
- 仮設住宅への入居決定等、新たな生活拠点の確保が可能となった者

## 6 県災害対策本部との情報伝達

避難元市町村災害対策本部は、県の災害対策本部と強固な情報伝達手段を構築し、福祉避難所の基本的な情報共有を図り、福祉避難所に対し迅速かつ的確な対応をとるものとする。

新潟県災害対策本部及び〇〇市（町村）災害対策本部連絡先

No.	災害対策本部名	担当課	住所	電話番号
1	新潟県災害対策本部			
2	〇〇市（町村）災害対策本部			

避難先市町村連絡先一覧表

No.	市町村名	担当課	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

避難先管轄保健所及び避難元管轄保健所連絡先

No.	保健所名	担当課	住所	電話番号
1	避難先□□保健所			
2	避難元〇〇保健所			



福祉避難所設置・運営マニュアル〔原子力災害対策編〕

令和2年1月30日策定

令和4年2月 7日改定

発行 市町村による原子力安全対策に関する研究会  
事務局 長岡市原子力安全対策室

〒940-8501 新潟県長岡市大手通 1-4-10

TEL 0258-39-2305 FAX 0258-39-2309

E-mail gen-an@city.nagaoka.lg.jp

URL <https://portal.radiation.city.nagaoka.niigata.jp/>